

社会福祉法人遠矢七五三会役員及び評議員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人遠矢七五三会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条並びに社会福祉法人遠矢七五三会評議員選任・解任委員会運営規程第8条に基づき、役員及び評議員等の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいう。

(2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。ただし、勤務条件は理事長が別に定める。

(3) 評議員等とは、定款第5条に基づき置かれる評議員並びに定款第6条第2項に基づき置かれる評議員選任・解任委員会委員をいう。

(4) 報酬とは、職務執行の対価として受ける利益であって、その名称の如何を問わない。

(5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 法人は、役員及び評議員等に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 前項に規定する役員のうち法人の職員には、報酬を支給しない。

(報酬の額)

第4条 役員及び評議員の報酬は、別記1に定める額とする。

(費用弁償)

第5条 法人は、役員及び評議員等がその職務の執行にあたって負担した費用について、支給する。

2 役員及び評議員等の出張に要する旅費（宿泊費含む）は、別に定める法人旅費規程により支給する。

(報酬等の支給日)

第6条 常勤役員の報酬等は、社会福祉法人遠矢七五三会給与規程により支払うものとする。

2 非常勤役員及び評議員の報酬及び費用弁償は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬は、通貨をもって本人に支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第10条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年6月15日（定時評議員会の決議の日）から施行する。

別記1

1 常勤役員報酬月額

150,000円

2 非常勤役員の報酬

理事会等の出席の都度 一人一律 4,300円

評議員等の報酬

会議等出席の都度 一人一律 4,300円